市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 道之下	道之下	平成24年4月	令和3年11月

1 対象地区の現状

-								
1	地区内の耕地面積	(次頁 中心紹	営体経営面積計	h A <b<地区p< td=""><td>内の耕地面積)</td><td></td><td>21.0</td><td>ha</td></b<地区p<>	内の耕地面積)		21.0	ha
2	地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計						8.0	ha
3	アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計						2.1	ha
	i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計						0.0	ha
	ii うち後継者のいな	い農業者の射	井作面積の合計				2.1	ha
	iii うち後継者につい	て未回答の農	農業者の耕作面積	の合計			0.0	ha
4	地区内において今後	中心経営体が	引き受ける意向の	のある耕作面積	の合計	в-а	8.0	ha
⑤	農地の貸付等の意向	がある耕作面	i積の合計			С	0.0	ha
6	今後の農地の引き受	け可能耕作面	積			B-A-C	8.0	ha
基	盤整備の実施状況	☑ 整備済	□ 整備中	18.0 ha	<u>R3年完了(暗</u>	渠未完了部	<u>『分)</u>	
農	也中間管理機構利用	☑ 有	□ 無					
(備考)							
<u></u>		=			- III - F/A 24 - 1+ - A			

注: ④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

_	对为心色少味
	状は、集落の農地は生産組織を中心に維持されているが、構成員が高齢化しており、近い将来、組織の維持につい
_	考えなければならない状況にある。
農	業が収益の上がる産業でないため、後継者が進んで就農できない。
l	

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

中心経営体である集落営農組織が担っていくほか、個人の認定農業者や申請予定者とともに100%中間管理機構の利 用を目指している。

15 吉川区 道之下

4 中心経営体

			現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5~10年後)			
No.	属性	農業者 (氏名•名称)		経営面	i積(ha)		経営面	i積(ha)	備考
			経営作物		うち集落 内(ha)	経営作物		うち集落 内(ha)	
1	認農法	А	水稲	9.0	9.0	水稲	<u>11.8</u>	11.8	
2	認農	В	水稲	2.0	2.0	水稲	4.0	4.0	
3	申請 予定	С	水稲	2.0	2.0	水稲	3.0	3.0	
4	<u>申請</u> 予定	D	<u>水稲</u>	<u>7.0</u>	0.0	<u>水稲</u>	9.0	<u>2.2</u>	
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
計		<u>4</u> 人		20.0	A 13.0		27.8	B 21.0	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

1) 農地中間管理機構の活用方針

基盤整備事業の完了後は、認定農業者で100%の活用を目指す。

2) 基盤整備への取組方針

2年後に基盤整備は終了する。今後経年とともに農地・施設の劣化が進行した場合、高補助の助成事業を活用して 現状を維持したい。

3) 新規・特産化作物の導入方針

近年、イノシシによる農作物の被害が著しく、収益性と考え併せれば、新規作物の取組にまでは手が出せない状況だ。

4) 賃貸借等の設定の際の相談手順

集落の生産組織や中心となる担い手と集落とで協力しながら、農地の維持管理を図る。労力の不足するところは今後の最大の課題だ。

5) その他

		貸付等の区分(ha)			農地山間		
No.	No. 出し手		作業委託	売渡	農地中間 管理機構 利用	貸付時期	受け手
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.	0.0	0.0			

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 東鳥越	東鳥越	平成24年12月	令和3年11月

1 対象地区の現状

1	地区内の耕地面積	(次頁 中心紀	E営体	経営面積計	A <b<地区i< td=""><td>内の耕地面積)</td><td></td><td>16.7</td><td>ha</td></b<地区i<>	内の耕地面積)		16.7	ha
2	地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計							14.5	ha
3	アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計							0.0	ha
	i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計							0.0	ha
	ii うち後継者のいな	い農業者の制	排作面	積の合計				0.0	ha
	iii うち後継者につい	て未回答の患	業者	がの耕作面積の	の合計			0.0	ha
4	地区内において今後	中心経営体が	引き	受ける意向の	ある耕作面積	の合計	в-а	2.1	ha
⑤	農地の貸付等の意向]がある耕作面	積の	合計			С	0.0	ha
6	今後の農地の引き受	け可能耕作面	積				B-A-C	2.1	ha
基語	盤整備の実施状況	☑ 整備済		整備中	ha				
農地	也中間管理機構利用	☑ 有		無					
(1	備考)								

注: ④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の 「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

現状は、集落の農地は集落の生産組織を中心に維持されているが、構成員が高齢化しており、組織の維持方策も考え る時期にある。

農業が収益の上がる産業にならなければ、組織にしても個別経営にしても就農する者の確保に頭を悩ませることにな る。現状、構成員で確保に努めており、今後は皆で考える。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

中心経営体である認定農業者(法人)が担っていくほか、隣接集落の認定農業者と協力して集落の農地を維持してい
$egin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$

32 吉川区 東鳥越

4 中心経営体

			現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5~10年後)			
No.	属性	農業者 (氏名·名称)		経営面	i積(ha)		経営面	ī積(ha)	備考
			経営作物		うち集落 内(ha)	経営作物		うち集落 内(ha)	
1	認農法	Α	水稲	14.5	14.5	水稲	20.0	16.1	
			水稲 大豆等	15.3	0.0	水稲 大豆等	20.0	0.5	
2	認農	В	越の丸な す・オータ ムポエム	0.0	0.0	越の丸な す・オータ ムポエム	0.0	0.0	
			野菜一般	0.0	0.0	野菜一般	0.6	0.0	
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
計		<u>2</u> 人		<u>29.8</u>	A <u>14.5</u>		<u>40.6</u>	B <u>16.6</u>	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

1) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

2) 基盤整備への取組方針

平成6年に終了しているが、今後経年と共に農地・施設の劣化が進行した場合、高補助の助成制度を活用して修繕 し、現状を維持したい。

3) 新規・特産化作物の導入方針

近年、イノシシによる農作物への被害が増加しており、収益性との見合わせでは、とても新規作物の作付けにまで手が出せない。

4) 賃貸借等の設定の際の相談手順

集落に生産組合が組織されており、この耕作を優先しつつ、労力の不足するところは他集落からの入り作で集落 の農地を維持する。

5) その他

	貸付等の区分(ha)							
No.	o. 出し手	貸付	作業 委託	売渡	農地中間 管理機構 利用	貸付時期	受け手	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
	計	C 0.0	0.0	0.0				

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 三ケ字	顕法寺・田町歩・山口	平成24年4月	令和3年11月

1 対象地区の現状

-),130,00 m - 10,00 p.(
1	地区内の耕地面積	(次頁 中心約	Z営体	経営面積計	A <b<地区p< td=""><td>内の耕地面積)</td><td></td><td>12.0</td><td>ha</td></b<地区p<>	内の耕地面積)		12.0	ha
2)地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計							9.5	ha
3	アンケート調査等に回答	した、地区内に	こおけ	ける70才以上の	の農業者の耕作	作面積の合計		3.2	ha
	i うち後継者のいる	農業者の耕作	下面 積	の合計				0.0	ha
	ii うち後継者のいな	い農業者の精	排作面	積の合計				3.2	ha
	iii うち後継者につい	て未回答の患	農業者	か耕作面積の	の合計			0.0	ha
4	地区内において今後	中心経営体か	引き	受ける意向の	ある耕作面積	の合計	в-а	5.0	ha
⑤	農地の貸付等の意向	がある耕作面	積の	合計			С	<u>4.9</u>	ha
6	今後の農地の引き受	け可能耕作面	積				B-A-C	<u>0.1</u>	ha
基	盤整備の実施状況	☑ 整備済		整備中	ha				
農	也中間管理機構利用	☑ 有		無					
(備考)	•							
L		F 1 - 4-12-11		A 4/2		100 - F/- W	- 4 - 1 1 2	- 15 IBC	
、 士	小の面積け 次百の	计四心终带体	ומו:	今後の農物の	いらばけの音に	1 機の1終党面装1	の全計からほ	ロッチュ類の)

注: ④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

			ぐことになった。他の1名も70歳を超え
ており、近い将来、他集落	<u>客の認定農業者にお願いする</u>	<u>ることになると思う。</u>	

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

1	曹地利男は先花中の羽中曹光子と原とし、治に先花はの羽中曹光子に先めいと回っていく
	農地利用は集落内の認定農業者を優先し、次に集落外の認定農業者に集約化を図っていく。

34 吉川区 三ケ字

4 中心経営体

		農業者 (氏名·名称)		現状		今後の農地の引き受け意向 (概ね5~10年後)			備考		
No.	属性			経営面積(ha)			経営面積(ha)				
						経営作物	うち集済 内(ha		経営作物		うち集落 内(ha)
1	認農	А	水稲 そば	4.5	4.5	水稲 そば	4.5	4.5			
2	認農	В	水稲	20.2	0.0	水稲	70.0	5.0			
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
計		2 人		24.7	A 4.5		<u>74.5</u>	B <u>9.5</u>			

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)				
認農法	認定農業者(法人)				
認就	認定新規就農者 集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)				
集					
到達	基本構想水準到達者				
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)				
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。				

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

34 吉川区 三ケ字

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1)	農地中間管理機構の活用方針
	農業をリタイア等する人は、原則として農地を機構に貸し付ける。
2)	基盤整備への取組方針
3)	新規・特産化作物の導入方針
4)	賃貸借等の設定の際の相談手順
.,	
5)	その他

		貸付等の区分(ha)			農地中間		
No.	出し手	貸付	作業 委託	売渡	管理機構利用	貸付時期	受け手
1	<u>C</u>	<u>4.5</u>			直	<u>R4.1</u>	<u>B</u>
2	<u>D</u>	<u>0.4</u>			直	<u>R4.1</u>	<u>B</u>
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C <u>4.9</u>	0.0	0.0			

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 竹直	竹直	平成26年10月	令和3年11月

1	会校	州区	の現状	

•	7.1 35C PL 47.90 D.									
1	地区内の耕地面積 (次頁 中心経営体経営面積計 A <b<地区内の耕地面積)< td=""><td></td><td>82.6</td><td>ha</td></b<地区内の耕地面積)<>								82.6	ha
2	地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計								75.1	ha
3	アンケート調査等に回答	した、地区内	におけ	ける70才以上	の農業	者の耕	作面積の合計		0.0	ha
	i うち後継者のいる	農業者の耕作	乍面積	の合計					0.0	ha
	ii うち後継者のいな	い農業者の	排作面	i積の合計					0.0	ha
	iii うち後継者につい	て未回答の別	農業者	の耕作面積	の合計				0.0	ha
4	地区内において今後	中心経営体が	が引き!	受ける意向の	のある制	#作面積	の合計	в-а	7.6	ha
⑤	農地の貸付等の意向	がある耕作面	面積の	合計				С	0.0	ha
6	今後の農地の引き受	け可能耕作面	面積					B-A-C	7.6	ha
基组	盤整備の実施状況	☑ 整備済		整備中	75.0	ha				
農地	也中間管理機構利用	□有		無						
('	備考)	•								
Ĺ	@ = = : + : - : - : - : - : - : -	F L > 6= 24.11		A 44 = # 11			- 188 - F.A. W 14	- ^ - 1 / >	7 15 100 -	
注:	Δ の面積け 次頁 σ) 四川、統一字(7	K 1(1) L	全体(/) 農物	(1)引学	けひ)すし	11桶(/) 经宜由精	(ハ合き かん) も	375 17第())

注: ④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の 「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

現状は、集落の農地は集落の生産組織と認定農業者である個人経営体により維持されているが、いずれは組織の構成員を含め、高齢化問題が浮上すると考えられる。	1,1 201- A PLYE

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

集洛の農地は、中心経宮体である認定農業者(法人)が担っていく。

40 吉川区 竹直

4 中心経営体

				現状		今後の島 (概	今後の農地の引き受け意向 (概ね5~10年後)		
No.	属性	農業者 (氏名•名称)		経営面	積(ha)		経営面	i積(ha)	備考
			経営作物		うち集落 内(ha)	経営作物		うち集落 内(ha)	
			稲作	78.2	62.4	稲作	78.2	70.0	
1	認農法	Α	大豆	10.6	10.6	大豆	10.6	10.6	
			枝豆	0.7	0.7	枝豆	0.7	0.7	
2	<u>申請</u> 予定	<u>B</u>	<u>稲作</u>	<u>7.0</u>	<u>2.0</u>	稲作	<u>9.0</u>	<u>2.0</u>	
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
計		<u>2</u> 人		<u>96.5</u>	A <u>75.7</u>		<u>98.5</u>	B <u>83.3</u>	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

1) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

2) 基盤整備への取組方針

平成10年に基盤整備事業は終了しているが、今後経年による施設の劣化が進行した場合は、修繕の助成制度があれば活用して、現在の農地を維持していきたい。

3) 新規・特産化作物の導入方針

枝豆、カリフラワー、トマトなどの作付けに取り組んでいる。 既に生産された米と大豆を原料にして、みその加工に取り組んでいる。今後、安定生産に取り組んでいく。

4) 賃貸借等の設定の際の相談手順

集落に生産組合が組織されており、現体制で集落の農地を維持する。

5) その他

		貸付	等の区分	(ha)	農地山間		
No.	出し手	貸付	作業 委託	売渡	農地中間 管理機構 利用	貸付時期	受け手
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.0	0.0	0.0			

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 長峰	長峰	平成24年4月	令和3年11月

1 対象地区の現状

-	7.3 ST-C PL 97-96 D							
1	地区内の耕地面積	(次頁 中心経	営体経営面積計	h A <b<地区< td=""><td>内の耕地面積)</td><td></td><td>44.9</td><td>ha</td></b<地区<>	内の耕地面積)		44.9	ha
2	地域内の耕地面積に		5.5	ha				
3	アンケート調査等に回答		1.4	ha				
	i うち後継者のいる	農業者の耕作	面積の合計				0.0	ha
	ii うち後継者のいな	い農業者の耕	作面積の合計				1.4	ha
	iii うち後継者につい	て未回答の農	業者の耕作面積	の合計			0.0	ha
4	地区内において今後	——— 中心経営体が	引き受ける意向の	のある耕作面積	も の合計	в-а	9.1	ha
⑤	農地の貸付等の意向	がある耕作面	i積の合計			С	0.0	ha
6	今後の農地の引き受	け可能耕作面	i積			B-A-C	9.1	ha
基组	盤整備の実施状況	☑ 整備済	□ 整備中	50.0 ha				
農地	也中間管理機構利用	☑ 有	□ 無		•			
(備考)							
<u></u>		F L > 49.34.11	- F A // - # !!		☆ 、畑 ぁ 「忽 坐 〒 栞・	- ^ - 1 / >	7 1 1 100 -	

注: ④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

現状は、集落の農地は集落の生産組織を主に認定農家である個人経営体により維持されているが、いずれは組織構成員を含め、高齢化問題が浮上すると考えられる。
次央でログ、同断に同歴が <i>は</i> エックにつれての。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

集落の農地は、中心経営体である認定農業者(法人)が担っていく。
中心経営体である認定農業法人や認定農業者が担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応して
いく。

41 吉川区 長峰

4 中心経営体

				現状	今後の患		農地の引き受ね5~10年	受け意向 後)	
No.	属性	農業者 (氏名•名称)		経営面積(ha)			経営面	i積(ha)	備考
			経営作物		うち集落 内(ha)	経営作物		うち集落 内(ha)	
1	認農法	А	水稲 大豆等	44.7	21.7	水稲 大豆等	47.0	30.8	
2	認農	В	水稲 大豆等	13.4	7.5	水稲 大豆等	13.4	7.5	
3	認農	С	水稲 大豆等	6.0	6.0	水稲 大豆等	6.0	6.0	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
計		<u>3</u> 人		<u>64.1</u>	A <u>35.2</u>		<u>66.4</u>	B <u>44.3</u>	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

41 吉川区 長峰

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化に向け、顔の見える範囲である集落の法人が集落の農地を経営することを基本としている。また、中間管理機構を利用するメリットが薄いことから、積極的な活用は考えていない。

2) 基盤整備への取組方針

基盤整備事業は終了しているが、今後経年による施設の劣化が進行した場合は、修繕の助成制度があれば活用して、現在の農地を維持していきたい。

3) 新規・特産化作物の導入方針

新たな園芸作物などの特産品開発は難しい。

4) 賃貸借等の設定の際の相談手順

集落に生産組合が組織されており、現体制で集落の農地を維持する。 離農若しくは貸付けせざるを得ない事態が生じた場合は、農家組合長へその旨を申し出て、集落内中心経営体へ の集約を進める。

5) その他

		貸	付等の区分	(ha)	農地山間		
No.	出し手	貸付	作業委託	売渡	農地中間 管理機構 利用	貸付時期	受け手
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.	0.0	0.0			

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 長沢	長沢	平成24年4月	令和3年11月

1 対象地区の現状

ha
ha

注: ④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

- //3//	A DE LA DE LOS
	<mark>の大半の</mark> 農地は集落の認定農業者(法人)により維持されているが、いずれは構成員の高齢化問題が浮上
する <u>もの</u> と	考えられる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

集落の農地は、中心経営体である認定農業者(法人)が担っていく。							

47 吉川区 長沢

4 中心経営体

			現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5~10年後)			
No. 属竹	属性	農業者 (氏名•名称)		経営面積(ha)			経営面積(ha)		備考
			経営作物		うち集落 内(ha)	経営作物		うち集落 内(ha)	
1	認農法		水稲 大豆等	92.3	5.5	水稲 大豆等	100.0	6.5	
'	心反丛	A	野菜 (南瓜等)	0.5	0.0	野菜 (南瓜等)	1.0	0.0	
2	認農法	В	水稲 大豆等	<u>39.0</u>	22.3	水稲 大豆等	40.2	26.1	
3	認農法	С	水稲 園芸 養鶏加工	53.3	0.0	水稲 餅加工 園芸直売 所	54.2	0.5	
4	認農	D	水稲	8.6	0.0	水稲	20.0	0.5	
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
計		4 人		<u>193.7</u>	A <u>27.8</u>		215.4	В 33.6	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

1) 農地中間管理機構の活用方針

経営農地の集約化のため、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けてい

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合に新たな受け手への付け替えを進め ることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

2) 基盤整備への取組方針

基盤整備事業は終了しているが、今後経年による施設の劣化が進行した場合は、修繕の助成制度があれば活用し

て、現在の農地を維持していく。 なお、現在は中断状態にあるが、朝日池北部地区圃場整備推進協議会や神田町地区圃場整備推進委員会が進め ている圃場整備計画に積極的にかかわり、本格的な基盤整備をしていく。

3) 新規・特産化作物の導入方針

新たな園芸作物などの特産品開発は現状の組織体制では難しい。

4) 賃貸借等の設定の際の相談手順

集落に生産組合が組織されており、現体制で集落の農地を維持する。(現在、集落内には個人耕作者はおらず、 全て集落内や近隣の中心経営体に耕作を依頼している)

5) その他

	出し手	貸付等の区分(ha)			農州山間			
No.		貸	付	作業 委託	売渡	農地中間 管理機構 利用	貸付時期	受け手
1								
2					_			
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
	計	С	<u>0.0</u>	0.0	0.0			